

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）

【令和五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。） <u>第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）</u>又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があること <u>の確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。</u></p> <p>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 <u>（昭和三十二年厚生省令第三十六号）第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行っている保険医療機関及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>4 保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、 <u>第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療</u></p>	<p>(受給資格の確認)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。） <u>第三条第十三項に規定する電子資格確認</u></p> <p>二 患者の提出する被保険者証</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

(被保険者証の返還)

第四条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

(読替規定)

第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三条第二項	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第三条第十三項に規定する電子資格確認	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第三条第十三項に規定する電子資格確認	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。) 第二条第十二項に規定する電子資格確認
	被保険者証	受給資格者票(特別療養費受給票を含む。第四条において同じ)	被保険者証

(被保険者証の返還)

第四条 保険医療機関は、第三条第二号に掲げる方法により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

(読替規定)

第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三条第一号	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第三条第十三項に規定する電子資格確認	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第三条第十三項に規定する電子資格確認	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。) 第二条第十二項に規定する電子資格確認
第三条第二号	被保険者証	受給資格者票(特別療養費受給票を含む。)	被保険者証

第四条	被保険者証	受給資格者票	被保険者証
(略)	(略)	(略)	(略)
	法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料	法第百三十六条又は第百四十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料	法第七十二条又は第八十条の規定により葬祭料又は家族葬祭料

第四条	法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料	法第百三十六条又は第百四十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料	法第七十二条又は第八十条の規定により葬祭料又は家族葬祭料
(略)	(略)	(略)	(略)